

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第45号）

- 件 名 政務調査費の領収書その他証拠書類の写しに係る部分開示決定処分に対する異議申立てについて
- 開示請求年月日 平成25年11月14日
- 実施機関の決定日 平成25年11月26日
- 実施機関（担当課） 富山県議会（議会事務局総務課）
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）
- 異議申立て年月日 平成26年1月23日
- 異議申立ての内容 本件処分のうち、2名の富山県議会議員（以下「議員」という。）が雇用した政務調査の補助職員（以下「補助職員」という。）に関する雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金を非開示とした部分の開示を求めるもの。  
（注）本件処分は3名の議員に関するものであるが、うち1名の議員については上記各情報を非開示とした部分がないことから、本件異議申立ての対象に含まれない。
- 諮問年月日 平成26年2月5日
- 答申年月日 平成27年2月23日
- 争 点 実施機関が条例第7条第2号（個人情報）を理由に行った部分開示決定の妥当性について

### ○ 審査会の判断

#### <結論>

富山県議会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

#### <理由>

異議申立人は、本件処分について、平成24年度の政務調査費（注：平成25年3月に「政務活動費」と改称）の支出に係る領収書その他証拠書類の写しのうち、2名の議員に関する平成24年度の「政務調査費対象事業実績報告書」（文書1）、「給与（賃金）台帳」（文書2）、「勤務実績表」（文書3）及び「雇用契約書」（文書4）（文書1～4について以下「本件対象公文書」という。）に記載された補助職員に関する雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金の部分を非開示とした部分が違法又は不当であると主張するので、当該部分の非開示情報該

当性について検討する。

### (1) 個人に関する情報について

条例第3条は、「実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない」と条例の解釈及び運用の基本方針を規定し、「富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準」（以下「解釈運用基準」という。）は、同条後段について「公開を原則とする公文書開示制度の下においても、思想、心身の状況、病歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならない」と説示している。

### (2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、非開示情報として「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

また、同号の「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（以下「個人識別情報」という。）について、解釈運用基準は「当該情報に係る個人が誰であるかを識別させる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であり、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）が全体として一つの非開示情報を構成するものである」と説示している。

これに照らせば、本件各対象公文書についても、補助職員の氏名、生年月日及び印影（以下「補助職員氏名等」という。）という「特定の個人を識別させる部分」のみならず、当該各文書において、当該補助職員に係る賃金等に関する情報、賃金等以外の労働条件に関する情報又は勤務実績に関する情報を含めた全体が個人識別情報を構成するものと認められる。

なお、当該各情報は、同号本文の規定の例外事項である同号ア（法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、同号イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又は同号ウ（公務員等の職務の遂行に係る情報）のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、本件対象公文書において非開示とされた、補助職員に関する雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金の部分は、条例第7条第2号本文の個人識別情報に該当するものと認められる。

### (3) 部分開示の可否について

個人識別情報が記録されている公文書の部分開示に関しては、氏名その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いて公にしたとしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときに限り、当該部分を除いた部分について、部分開示をすることができることとされている（条例第8条第2項）。

また、解釈運用基準は、同項の規定について「個人識別情報について、個人を識別させる部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないときには、特例として、部分開示をすることができる」とした裁量規定を設けたものである。個人識別性のある部分を除いても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそ

れがある場合（カルテ、未公表の研究論文など）には、条例第7条第2号本文に該当し、全部が非開示となる」と説示している。

本件対象公文書において個人識別情報を構成する部分のうち、補助職員氏名等という「個人を識別させる部分」を削除した残りの部分（以下「残余部分」という。）に記録されている情報は、次の3つに類型化できる。

① 賃金等に関する情報（文書1、文書2、文書3及び文書4）

当該補助職員が雇用者たる議員と交わした雇用契約上の賃金等に関する定めや勤務実績に応じて実際に支給を受けた金額（調査研究活動に係る経費及びそれ以外の活動に係る経費の按分割合を照合することにより推定することができる当該賃金等の金額を含む。）は、所得という個人のプライバシーに関する情報であり、一般に、その内容は正当な理由がない限り当事者たる賃金等の受給者及び支給者以外の者に公にされるものではない。

② 賃金等以外の労働条件に関する情報（文書4）

賃金等のもとより、賃金等以外の労働条件についても、雇用者及び被雇用者が対等の立場における合意に基づいて決定される個人のプライバシーに関する情報であり、一般に、その内容は正当な理由がない限り当事者たる雇用者及び被雇用者以外の者に公にされるものではない。

③ 勤務実績に関する情報（文書2及び文書3）

勤務実績は、上記②の労働条件に基づく月ごとの実際の労働日数や労働時間数等当該補助職員の行動が記録された個人のプライバシーに関する情報であり、一般に、その内容は正当な理由がない限り当事者以外の者に公にされるものではない。

そして、何人も、この条例の定めるところにより公文書の開示を請求することができることから（条例第5条第1項）、各議員の事務所の近隣住民や補助職員の知人、その他様々な関係者も本件対象公文書の開示請求が可能であるところ、文書3において補助職員の勤務場所（雇用者たる各議員の事務所名）が明らかにされていること及び当該各議員が雇用する補助職員が1名であることを踏まえると、本件対象公文書の開示を受けた者は、補助職員氏名等が削除されていたとしても、特定の個人を当該補助職員として識別しうる蓋然性が高いと考えられる。

これらのことを踏まえると、残余部分を公にした場合、補助職員に係る所得や、労働条件について合意した内容、勤務した日時等に関する情報が公になり、ひいては第三者が公文書開示請求を通じてこれらの情報を取得し不適正な使用を行う可能性も否定できず、その結果、当該補助職員であると識別された特定の個人の権利利益を害するおそれがある。

また、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮を求めている条例第3条後段の趣旨に鑑みても、本件において、残余部分に記載された個人のプライバシーに関する情報を公にすべき正当な理由は特に認められないから、これらの情報を公にすることは、個人に係る権利利益の保護の観点から支障があると認められる。

したがって、本件対象公文書において個人識別情報を構成する部分（補助職員に関する雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金の部分を含む。）については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、条例第8条第2項の規定による部分開示はできないものと認められる。

以上のとおり、本件対象公文書のうち補助職員に関する雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金の部分を非開示とした本件処分は違法又は不当な点はなく、実施機関が行った本件処分は妥当なものと認められることから、本件異議申立ては理由がない。

(参 考)

○富山県情報公開条例（抜粋）

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の開示を請求することができる。（以下略）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1号 略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（以下略）

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用することができる。